

# 震災時等の仮貯蔵・仮取扱いの 手続きが簡略化されました！

東日本大震災や熊本地震では、ガソリンスタンド等の危険物施設の被災や交通手段の寸断等により、平常時とは異なる危険物の貯蔵や取扱いが多く行われました。

長崎市消防局では、震災時等において臨時的な危険物の仮貯蔵・仮取扱いを速やかに承認し、迅速かつ安全な災害復旧を図ることを目的として、

『震災時等における危険物の仮貯蔵・仮取扱い等の安全対策及び手続きの運用について』を定めました。



## 危険物の仮貯蔵・仮取扱いとは？

ガソリンなどの危険物は、許可を受けた施設以外では指定数量以上の貯蔵・取扱いは禁止されています。

(例：ガソリン200L、灯油・軽油1,000L)

ただし、事前に消防長の承認を受ければ、10日以内の期間に限り貯蔵・取扱いができます。



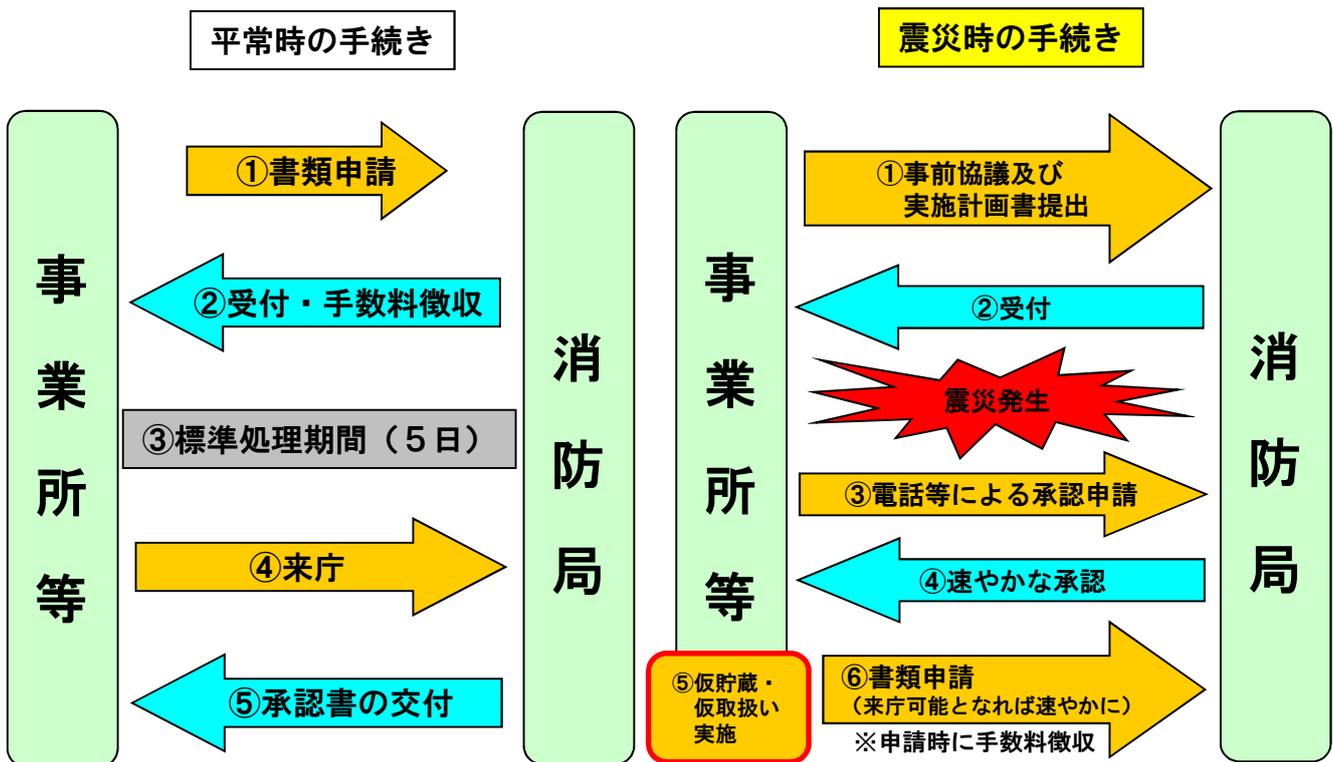
## 過去に発生した震災等の被災地で実際に行われた事例

- 災害現場でのドラム缶等による燃料の貯蔵・取扱い
- 移動タンク貯蔵所等による給油・注油
- 危険物を収納する設備からの抜き取り
- 避難所等における危険物の貯蔵・取扱い

…など



# 震災時等の仮貯蔵・仮取扱いの手続きについて



震災時等において、臨時的に指定数量以上の危険物を貯蔵し、又は取り扱うことが想定される場合は、必要な安全対策や資機材等について事前に消防局と協議した上で**実施計画書**を作成し提出しておくことで、申請から承認までの期間が大幅に短縮されます。

# 危険物施設における臨時的な貯蔵・取扱いについて

震災時等に設備等が故障した場合の代替機器の使用、又は停電時における非常用電源及び手動機器等の使用など、臨時的な危険物の貯蔵・取扱いについて事前に変更許可申請等を行い、許可内容等に内包した場合は、その範囲において危険物の仮貯蔵・仮取扱いの承認を必要とせず、それらの機器等を使用することができます。

## 【事例】

- 給油取扱所において給油継続のための非常用発電機の設置
- 地下貯蔵タンクから手動ポンプを用いた燃料の汲み上げ給油

など...



問い合わせ先 長崎消防局予防課予防審査係  
TEL 095-822-0433  
FAX 095-829-1067

